

弁護団声明

広島地方裁判所民事第4部（吉岡茂之裁判長，久保田寛也裁判官，田中佐和子裁判官）は，本日，伊方原発3号機の運転差止仮処分を求める申立てを却下した（以下「本決定」という。）。

伊方原発3号機は，日本最大の活断層である「中央構造線断層帯」のごく近傍に位置する，日本各地の原発の中でも特に地震のリスクが高い原発の一つである。また，佐田岬半島の付け根に位置するため，周辺住民の避難の困難性も高い。

私たちは，これらを含めた伊方原発3号機の危険性について，科学的，客観的な証拠に基づき主張を行ったが，裁判所は，私たちが提出したこれらの証拠から目を背け，四国電力の主張や原子力規制委員会の考え方をなぞるばかりの決定を出した。このような判断は，伊方原発最高裁判決，そして，福島第一原発事故後，同じような事態を二度と起こしてはならないという誓いのもとに定められたはずの原子炉等規制法をはじめとする関連法令にも反するものであり，法律家としての基本的な資質を欠いたものと言わざるを得ない。

同事故の発生から6年が経過した現在においてもなお，同原発から放出された放射性物質によって，多くの人々が苦しめられている。この多くの人々の苦しみを直視し，同種の事態を二度と起こさない，これ以上苦しむ人を増やしてはならないという自覚が僅かにでもあれば，本件ほど明白な安全性の欠如を見落とすことはあり得ないが，本決定を行った裁判官たちには，残念ながらそのような自覚が皆無であったというほかない。

一例を挙げれば，本決定は，司法審査の在り方について，裁判所によって司法審査の枠組みが区々となることは望ましくないとの理由で，唯一の確定した抗告審である福岡高裁宮崎支部決定と同様の枠組みを用いるとしている。さしたる実質的根拠もなく高裁決定に盲従する本決定は，憲法で保障される裁判官の独立を自ら放棄するに等しい暴挙というべきである。次に，本決定は，地震について，すべり量飽和の

考え方や入倉・三宅式の過小評価のおそれ等、「なお慎重な検討を要すべき問題」を指摘しておきながら、これを本案訴訟で行われるべきとして判断を避けているが、地震はいつ起きるか予測できないものであり、本案訴訟で長期間を要するうちに取り返しのつかない「原発震災」が再来しかねない。火山事象に関しては、具体的審査基準である火山ガイドの定めを不合理としながら、火山学会で困難とされている巨大噴火が発生する可能性の立証を住民側に負わせるもので、不可能を強いるものである。

加えて、放射性物質の悲惨さを世界に発信し続けているここ広島において、このような汚点ともいえる決定が出されたことに、強い遺憾の意表すものである。

私たちは、本決定に対し即時抗告を行い、抗告審において本決定の不当性を詳らかにする予定である。私たちは、伊方原発3号機を廃炉に追い込むまで、闘いを継続することを宣言する。

以上

2017年3月30日

伊方原発運転差止広島裁判弁護団